

入札公 告 (建 設 工 事)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年10月27日

支出負担行為担当官

国立療養所奄美和光園 事務長 横山 嘉雄

1 工事概要

- (1) 工事名 国立療養所奄美和光園 ふれあいホール改修整備工事
- (2) 工事場所 鹿児島県奄美市名瀬和光町1700番地
- (3) 工事内容 主な工事内容は以下の工事である。
 - ・ふれあいホール改修工事
 - 既存ふれあいホール内部撤去
 - 事務所、作業班休憩所及び配膳通路等の新設
 - 駐車場整備（一台）
 - 各居室の照明設備工事
 - 前事務所より自動火災報知器・放送設備の新設
 - 各居室への空調新設
 - トイレ、シャワーブース及びミニキッチン等への給排水、ガス設備新設
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和4年3月18日まで
- (5) 本工事においては、資料の提出、入札等を電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 厚生労働省により、令和3・4年度の九州沖縄地域における「建築一式」に係るC又はD等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成18年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した以下の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合

のものに限る。) なお、当該施工実績が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち 500 万円を超える請負工事に係る施工実績にあっては、「工事成績評定表」の評定点合計が 65 点未満のものを除くこと。

- ・延面積 80 m²以上の新築、増築又は改修工事

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置すること。なお、建設業法第 26 条第 3 項及び建設業法施行令第 27 条第 1 項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

①建設業法第 26 条の規定により、受注者が工事現場ごとに配置しなければならない主任技術者又は監理技術者については適切な資格、技術力を有する者。

②監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省大臣官房会計課長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

(9) 鹿児島県内に本店、支店又は営業所が存在すること。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（⑤及び⑥については 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。

- ① 厚生年金保険
- ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
- ③ 船員保険
- ④ 国民年金
- ⑤ 労働者災害補償保険
- ⑥ 雇用保険

(12) その他予決令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有するものであること。

(13) この入札の入札書提出期限の直近 1 年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒894-0007 鹿児島県奄美市名瀬和光町 1700 番地

国立療養所奄美和光園 庶務課 施設管理係

電話 0997-52-6311

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、以下の交付場所で交付する。

令和3年10月28日から令和3年11月12日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9時00分～17時00分まで。）。上記3(1)に同じ。

交付に当たっては実費を請求する。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和3年11月12日（金）17時00分（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）まで。上記3(1)に同じ。電子調達システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参し、又は郵送する（書留郵便に限る。提出期間内必着。）こと。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、令和3年11月16日（火）17時00分までに、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合には、令和3年11月16日（火）17時00分までに、上記3(1)に持参すること。又は、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）すること。

開札は、令和3年11月17日（水）10時00分、国立療養所奄美和光園会議室において行う。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金　免除。

② 契約保証金　免除。ただし、付保割合を10分の3以上とする公共工事履行保証証券（かし担保特約を付したものに限る。）を付すこと。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札価格調査基準を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (10) 競争への参加を希望する者は、別紙1「保険料納付に係る申立書」及び別紙2「自己申告書」を令和3年1月12日までに提出すること。
- (11) 詳細は入札説明書による。